平成２７年（フ）第５１号
北海道名寄市風連町西町１番地32
破産者　小西　愛子
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８０号
静岡県浜松市中区佐藤１丁目26番23号、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区板屋町596番地　グラン・コートＥＡＳＴ25・401号室
破産者　橋本　　潔
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
長野県須坂市大字塩川60番地１
破産者　青沼善太郎
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
名古屋市中村区烏森町８丁目310番地
破産者　占部　　純
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２００１号
名古屋市中区金山４丁目１番５号　Ｙ’Ｓステラ415―５Ａ号
破産者　福井　　章
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７６号
奈良県天理市前栽町359－３　ボヌール仲嶌Ａ棟201、住民票上の住所奈良県天理市蔵之庄町284番地
破産者　北田　圭司
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３８０号
奈良県大和郡山市北郡山町173番地
破産者　**今**市　　清
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第８６８号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷864番地３、住民票上の住所広島市佐伯区湯来町大字白砂31番地22
破産者　小田　裕造
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３４号
佐賀県小城市牛津町上砥川177番地７　サンコーポラス牛津１棟205号、申立時の住所佐賀県多久市東多久町大字納所6392番地９
破産者　中野　恵子
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
佐賀市高木瀬町大字長瀬107番地
破産者　奥村　　勇
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
福島県いわき市常盤水野谷町諏訪ケ崎66、住民票上の住所秋田県大仙市大曲白金町４番19号
破産者　橋本　　祐
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第１１６号
新潟県柏崎市春日１丁目６番27号、開始決定時の住所新潟県柏崎市長浜町５番40号
破産者　森　　貢
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
長野県岡谷市長地源１丁目４番34号
破産者　髙木　　仁
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２７号
兵庫県丹波市春日町鹿場116番地
破産者　奥林　光明
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
奈良県生駒郡斑鳩町**龍**田西６丁目４番13号、破産手続開始決定時の住所奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西２丁目８番15号
破産者　更家工務店こと　更家　正美
1　決定年月日　平成27年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１３５号
北九州市八幡西区浅川台３丁目７番７号
破産者　株式会社イマナガテクノス
1　破産債権の届出期間　平成27年８月20日まで
2　一般調査期日　平成27年10月１日午後１時10分
平成27年７月23日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６０５号
熊本市中央区鍛冶屋町６番地　204号　朝日プラザ鍛冶屋町
破産者　杉安　友一
1　破産債権の届出期間　平成27年８月21日まで
2　一般調査期日　平成27年９月17日午前10時
平成27年７月23日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係